

持続可能な社会の形成に向けた 金融行動原則

第 10 回
定時総会・意見交換会
配布資料

2021 年 3 月 3 日



21世紀金融行動原則

目次

【プログラム】	1
---------------	---

【総会資料】

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則	3
来賓紹介	4
決議事項	5
決議事項 書面決議結果	9
最優良取組事例の選定	10
最優良取組事例の選定結果	12
今年度活動報告	
運営委員会の活動	20
取組事例のとりまとめ	24
ワーキンググループ（WG）の活動	26
タスクフォース（TF）の活動	34
署名機関数と会費の徴収状況	35
次年度の活動予定	36

【参考資料】

参考資料 1 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」運営規程 ..	38
参考資料 2 21 世紀金融行動原則署名機関等一覧	46

プログラム

場 所： オンライン（一部登壇者のみ会場（航空会館））

I. 第10回定時総会（13：30～14：10）【オンライン、登壇者：702・703号室】

- | | | | |
|----|--|-------------|---------|
| 1. | 開会挨拶 | 環境省 大臣官房審議官 | 白石 隆夫 氏 |
| 2. | 来賓挨拶 | 金融庁 総合政策局長 | 中島 淳一 氏 |
| 3. | 第 10 回定時総会・決議事項
(1) 10 周年記念事業の内容 | | |
| 4. | 最優良取組事例の選定結果報告
(1) 環境大臣賞 総合部門
(2) 環境大臣賞 地域部門
(3) 特別賞 (最優良取組事例選定委員長賞) 総合部門
(4) 特別賞 (最優良取組事例選定委員長賞) 地域部門
(5) 特別賞 (21 世紀金融行動原則 運営委員長賞) | | |
| 5. | 今年度の活動報告
(1) 運営委員会の活動
(2) 取組事例のとりまとめ
(3) ワーキンググループ (WG) の活動
(4) タスクフォース (TF) の活動
(5) 署名機関数と会費の徴収状況 | | |
| 6. | 次年度の活動予定 | | |

司会 フリーアナウンサー

奥村 奈津美 氏

<https://natsumiokumura.com/>

※署名金融機関のみ参加可能

Ⅱ．意見交換会（14：20～17：00） 【オンライン】

（敬称略）

〈テーマ〉 21 世紀金融原則 過去・現在・未来

～業態横断の署名金融機関の取組と 21 世紀金融行動原則の今後～

〈意見交換会参加者〉

署名金融機関の皆様

〈全体モデレータ〉

竹ヶ原 啓介／（株）日本政策投資銀行＜預貸 WG 座長＞執行役員 産業調査本部副本部長

兼 経営企画部サステナビリティ経営室長

松原 稔／ りそなアセットマネジメント（株）＜運用 WG 座長＞執行役員 責任投資部

〈プログラム〉

第 1 部 21 世紀金融行動原則 10 年間の取組と課題

1. はじめに 全体モデレータ
2. メッセージ
起草に関わった立場から～21 世紀金融行動原則から日本の金融を考える～
UNEP FI 特別顧問 末吉 竹二郎
3. 21 世紀金融行動原則への期待
環境省 大臣官房環境経済課環境金融推進室長 近藤 崇史
4. 21 世紀金融行動原則の 10 年間を振り返る～これまでの成果と今後の課題～
報告 21 世紀金融行動原則 WG 座長、運営委員長
ディスカッション 21 世紀金融行動原則運営委員会メンバー
5. 第 1 部小括 全体モデレータ

第 2 部 21 世紀金融行動原則の今後

1. フリーディスカッション（グループ別） 全参加者
2. 各グループからの報告 各グループ代表者
3. 21 世紀金融行動原則への期待
金融庁 チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー 池田 賢志
4. 意見交換会総括 全体モデレータ

※署名金融機関のみ参加可能

Ⅲ．閉会挨拶 【オンライン】

21 世紀金融行動原則 運営委員長

持続可能な社会の形成に向けた

金融行動原則

(21 世紀金融行動原則)

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

来賓紹介

1. 開会挨拶

- 環境省 大臣官房審議官 白石 隆夫 氏



【プロフィール】

1990 年大蔵省入省。

主計局主計官などを経て 2016 年 7 月に環境省へ異動。

総合環境政策局総務課長、大臣官房総務課長、2019 年 7 月より現職。

2. 来賓挨拶

- 金融庁 総合政策局長 中島 淳一 氏



【プロフィール】

1985 大蔵省（現 財務省）入省。

金融庁総合政策局総括審議官、企画市場局長を経て、2020 年 7 月より現職。

決議事項

2021 年 3 月 3 日

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）
署名機関等 各位

21 世紀金融行動原則 総会共同議長

21 世紀金融行動原則 第 10 回定時総会 決議事項について

【第 1 号議案】	「10 周年記念事業の内容」の承認
-----------	-------------------

添付の「10 周年記念事業の内容」を、21 世紀金融行動原則の 2021 年度の活動として承認してよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

〈参考〉21 世紀金融行動原則運営規程

（「総会」に関する「開催」「議決権」「決議」「書面等による議決権の行使」等に関する箇所抜粋）

第 4 章 総会

第 16 条（開催）

1. 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は年 1 回 1 月から 3 月までの間に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
2. 臨時総会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法で開催することができる。

第 18 条（議決権）

総会における議決権は、署名金融機関等 1 機関につき 1 個とする。

第 19 条（決議）

第 16 条第 2 項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により臨時総会が開催された場合における決議は、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等から書面、電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。

第 20 条（代理又は書面等による議決権の行使）

2. 運営委員会は、必要があると認める場合には、総会の招集通知に議決権行使書を添付することができる。この場合、署名金融機関等は、当該議決権行使書により議決権を行使することができるものとする。当該議決権行使書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ・ 各議案の内容及び当該議案についての賛否を記載する欄
 - ・ 署名金融機関等による賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

※第 10 回定時総会の決議事項は、緊急事態宣言下のオンライン開催となり、オンラインでの決議が困難なため、臨時総会に準じ書面により行い、結果を総会当日に報告するものいたします。

以上

10 周年記念事業の内容

2020 年度第 1 回運営委員会（2020 年 5 月）にて設置が承認された 10 周年記念企画タスクフォース（TF）や第 2 回・第 3 回運営委員会での議論を受け、21 世紀金融行動原則では、2021 年度に以下の「10 周年記念事業」を行うものとする。

1. 10 周年記念事業の背景

- ・持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）は、「目指すべき環境と金融のあり方」についての環境大臣から中央環境審議会への諮問（2009）、「環境と金融に関する専門委員会」（2009～2010）による「原則策定の提言」、「日本版環境金融行動原則起草委員会」（2010～2011）による「7 つの原則および業務別ガイドライン」として 2011 年 10 月に策定、2011 年 11 月より署名受付が開始され、現在（2021 年 1 月末）、288 機関が署名しており、5 つの業務別及びテーマ別のワーキンググループ（運用・証券・投資業務、保険業務、預金・貸出・リース業務、環境不動産、持続可能な地域支援）があり、セミナーやシンポジウム開催等を中心に活動している。
- ・2021 年は 2011 年に策定、署名受付を開始した 21 世紀金融行動原則の 10 周年に当たる。

2. 10 周年記念事業の趣旨

- ・10 年の節目にあたる 2021 年に「これまでの 10 年間の成果と今後の方向性（過去・現在・未来）」を 21 世紀金融行動原則署名金融機関、それ以外の国内や海外の金融機関に発信する。

3. 10 周年記念事業の概要

- ・イベントでの発信内容を基に足跡としてストックするものを WEB サイト等から発信。
- ・ただしイベントありきではなく、主体は成果と方向性をとりまとめて残し、署名金融機関と共有すること。イベントは 10 周年記念事業での情報発信方法の 1 つと位置づける。

1) イベント

① 概要

- ・2020 年 9 月に開催が予定されていた PRI 年次総会（PRI in Person）東京の開催が、新型コロナ感染症の世界的蔓延により 2021 年 9 月 14 日～16 日に延期、21 世紀金融行動原則で 2020 年に予定していた PRI 関連イベントも延期。10 周年と同年となることを受け、10 周年記念イベントと統合することとする。ただし、PRI の公式サイドイベントではなく、PRI を意識しつつも、10 周年記念企画の趣旨を重視する内容とする。
- ・PRI in Person 開催情報も追跡しつつ、記念イベントに反映する。

② 開催日時：2021 年 9 月 16 日（木）または 17 日（金）夕方を含む 3 時間程度

※PRI 年次総会の最終日または翌日の午後。PRI 年次総会のために訪日する関係者の登壇、参加を考慮。PRI 年次総会がリアル開催かオンラインかにもよる。

③ 開催方法：ハイブリッド（登壇者は会場＋一般参加者はオンライン）

④ 内容：2 部構成

第 1 部：署名金融機関、国内金融機関等に対して発信（1 時間半）

- ・テーマは、「10年間の振り返り（過去）・現在・未来」を軸に、7つの原則や「提言：ESG 金融大国となるための取るべき戦略」のアクションリストについての署名金融機関の取組の現状・課題などを取り上げる方向で検討する。
- ・登壇者は、末吉起草委員長や起草から貢献いただいていた竹ヶ原氏、金井氏、運営委員長、TF 座長等を中心に検討する。
- ・署名機関が署名後に積み上げた成果の紹介などにより、署名機関の取組の維持・向上や新規署名機関勧誘を図るものとする。

第2部：グローバルへの発信（1時間半）

- ・日本におけるイニシアティブ（金融行動原則）の存在・取組を海外に発信、海外からの登壇者には日本の金融業界への期待を発信いただき、双方向で行う。

※オンラインで欧州からの参加可能な時間とし、日英同時通訳は必須

2) WEB サイト等（ストックする情報）

- ・ビデオレター：10年間の振り返りと今後（方向性や期待）
- ・座談会：21世紀金融行動原則の10年間と今後
- ・年表：策定と署名開始からの10年間
- ・7原則や「提言：ESG 金融大国となるための取るべき戦略」のアクションリストを基にした今後10年のブループリント
- ・若者からのメッセージ

4. 「7つの原則」や「『提言：ESG 金融大国となるための取るべき戦略』のアクションリスト」

- ・周年記念事業において、10周年という節目で、「7つの原則」や「『提言：ESG 金融大国となるための取るべき戦略』のアクションリスト」について、署名金融機関等の取組の実態を見直し整理する。署名金融機関等の取組を促進するための方策等を検討する。
- ・なお、7原則の見直しをするかどうかは運営委員会が判断することとする。

参照 01 10周年記念企画タスクフォース（TF）のこれまでの開催状況

第1回 TF 会合 2020年10月16日（金）15:00～16:30（2020年度 第2回運営委員会で報告）

第2回 TF 会合 2020年12月25日（金）9:00～10:40（2020年度 第3回運営委員会で報告）

第3回 TF 会合 2021年1月22日（金）9:00-10:20（2020年度 第3回運営委員会で報告）

TF 会合 参加者（敬称略）

●TF メンバー（座長除き、所属機関 50 音順）

松原 稔／りそなアセットマネジメント（座長）

堀江 隆一／CSR デザイン環境投資顧問

田辺 敬章／損害保険ジャパン

新美 雄太郎／野村総合研究所

長谷川 道子／ニッセイアセットマネジメント

堀崎 慎一／浜松いわた信用金庫

菊池 勝也／東京海上アセットマネジメント

稲葉 章代／三井住友トラスト・ホールディングス

加藤 正裕／三菱 UFJ 信託銀行

●オブザーバー

●環境省

※10周年記念企画タスクフォース（TF）設置は2020年度 第1回運営委員会で承認を得た。

※TF メンバー、第4回会合以降のオブザーバー参加、常に募集中（特に地域金融機関）

参照 02 今後のスケジュール

時期	予定
4 月～6 月	・7 つの原則の棚卸（運営委員会等）（2021 年度 第 1 回運営委員会（5 月）） ・イベント（ウェビナー）の骨組の検討
7 月～8 月	イベント（ウェビナー）コンテンツの準備
9 月 16 日 または 17 日 （仮）	イベント開催（ウェビナー）
9 月～12 月	WEB サイト等のストックするコンテンツ作成（イベント情報を基に。不足するものがあれば補完。年内にすべての企画を仕上げるイメージ）

※記念事業は 10 周年に当たる 2021 年内までに実施、ストックする情報も完成させる。

※ただし 2021 年の催しとして終わらせることなく、2022 年以降の 21 世紀金融行動原則の活動に繋げる

以上

決議事項 書面決議結果

2021 年 3 月 3 日

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）

署名機関等 各位

21 世紀金融行動原則 総会共同議長

21 世紀金融行動原則 第 10 回定時総会 決議事項について

【第 1 号議案】	「10 周年記念事業の内容」の承認
-----------	-------------------

添付の「10 周年記念事業の内容」を、21 世紀金融行動原則の 2021 年度の活動として承認してよろしいか皆様に決議をお諮りいたしました。

事前の書面決議の結果をご報告いたします。

記

■第 10 回定時総会 書面決議（決議）

議決事項：【議案 1】「10 周年記念事業の内容」の承認

投票期間：2021 年 2 月 16 日（火）～3 月 1 日（月）

開票日：2021 年 3 月 3 日（水）（第 10 回定時総会開催日）

結果報告：2021 年 2 月 16 日（火）に全署名金融機関に対して第 10 回総会決議事項を必要書類（第 1 号議案添付「10 周年記念事業の内容」、第 10 回定時総会書面投票（議決権行使書））とともに送付、運営規程第 16 条に基づき、第 10 回定時総会時点での署名機関数の過半数にあたる署名金融機関等から議決権行使書の提出（書面投票）がなされ、そのすべての「賛成」により全会一致で承認とする。

（※第 10 回定時総会はオンライン開催となり、オンラインでの投票が困難なため、決議を臨時総会に準じ書面により行った。）

●第 10 回定時総会時点（3 月 3 日）の議決権を有する署名機関数：288 機関

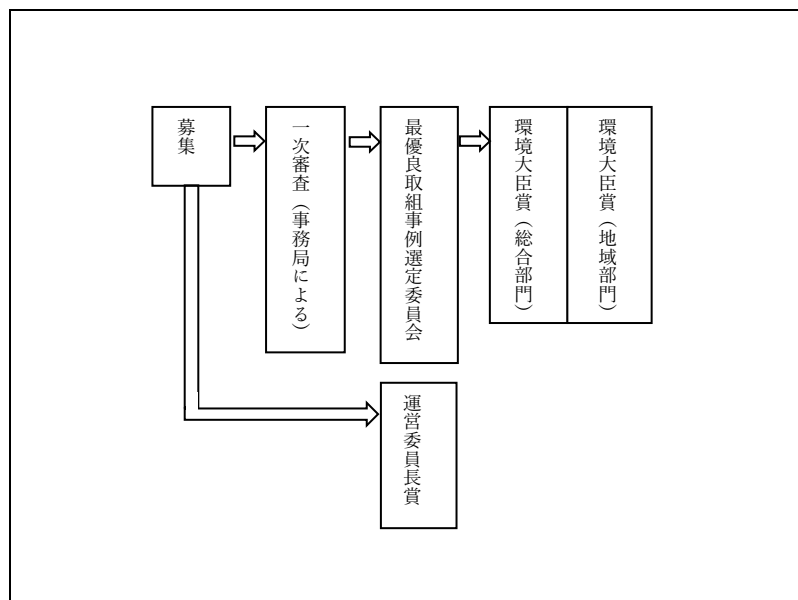
●議決権行使書を提出した署名機関数：157 機関

●うち「賛成」157 機関、「反対」0 機関

以上

最優良取組事例の選定

21 世紀金融行動原則に沿った署名機関の優れた取組を表彰することで署名機関の一層の取組促進を図るため、最優良取組事例の選定を実施している。2017 度より業務部門を越えた最優良取組事例を 2 事例程度選定することとし、環境大臣賞として総合部門と地域部門を設けている。2020 年度には最優良取組事例選定委員長賞が選定されている。



【実施スケジュール】

- 最優良取組事例募集期間：2020 年 11 月 2 日～2021 年 1 月 15 日
- 応募件数は 25 件、一次審査通過は 17 件
- 第 1 次審査期間：2021 年 1 月 16 日～1 月 25 日
- 最優良取組事例（環境大臣賞）選定委員会：2021 年 2 月 2 日
- 特別賞（運営委員長賞）審査期間：2021 年 1 月 22 日～2 月 15 日

【最優良取組事例選定委員会 委員】

- 委員長 末吉 竹二郎 氏（UNEP FI 特別顧問）
- 委員 藺田 綾子 氏（株式会社クレアン 代表取締役）
- 委員 水口 剛 氏（高崎経済大学 副学長 同経済学部 教授）
- 委員 西村 治彦 氏（環境省 大臣官房 環境経済課長）

【選定基準】

- ・ 先進性がある。
- ・ 独自性がある。
- ・ 本業に即した取組である。
- ・ 実績（販売数や販売額等）がある。
- ・ 汎用性がある（他の金融機関のモデルとなる）
- ・ 地域性がある。地域経済の発展につながる。
- ・ 国内外への広がりがある。
- ・ 多様なステークホルダーと関連している。

最優良取組事例選定のための応募申込書

21世紀金融行動原則
2020年度 最優良取組事例選定のための応募申込書

機関名		
事務連絡等の 担当者名 及び 連絡先	所属部署	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	E-mail	
取組の名称		
取組の 開始年度	西暦 年 月 日	
取組の背景・目的		
取組の概要		
取組を実施するにあたっての組織の方針や体制（※該当する場合に記載。該当しない場合は「特になし」と記載ください）		
取組の実績		
取組の今後の計画・広がりについて		
取組を実施している地域名、取組の対象となる地域名（※該当する□を■に変更してください） （ ）内は「※」で示す地域に該当する場合は「※」で示す地域に限定して記載してください。		
追加説明資料の添付（※「あり」または「なし」の該当する□を■に変更してください。「あり」の場合はそれが電子データか印刷物か等にご記載ください） （ ）内は「※」で示す地域に該当する場合は「※」で示す地域に限定して記載してください。		

応募取組が該当する原則と取組の詳細	
① 「21世紀金融行動原則」の1つの原則（「知覚」参照）に対して、米取組が該当する原則をマークしてください（※原則番号の右側に○を記入。なお、該当する原則がない場合は、「その他」をマークしてください）。	
原則1	原則2 原則3 原則4 原則5 原則6 原則7 その他
② そのうち最も取組が当てはまる原則を3つまで選択して、それぞれの取組の詳細とアピールしたい点を記述してください。	
最も当てはまる原則番号（3つまで）	選択した原則に照らした取組の詳細な内容とアピール点
1	原則（ ）
2	原則（ ）
3	原則（ ）

※本申込書は、21世紀金融行動原則（以下「原則」）に基づき、本申込書はあくまで「参考資料」にすぎません。応募者自身で「21世紀金融行動原則」に基づき、本申込書に記入する内容は、必ずしも「21世紀金融行動原則」に基づき、本申込書に記入するものではありません。また、本申込書に記入する内容は、必ずしも「21世紀金融行動原則」に基づき、本申込書に記入するものではありません。

最優良取組事例 選定結果

【最優良取組事例 環境大臣賞】

＜総合部門＞

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

日本における責任投資のパイオニアとして、
すべての運用資産で重大なＥＳＧ課題の解決に向けた取り組みを推進

＜地域部門＞

浜松磐田信用金庫

地元企業ビジネスマッチングを通じて地域に広げるＳＤＧｓの輪

【特別賞 選定委員長賞】

＜総合部門＞

りそなアセットマネジメント株式会社

りそなのスチュワードシップ活動の深化
| ２０２０－２０２１スチュワードシップレポートより

＜地域部門＞

京都信用金庫

様々な人の『？』が集まる場所「ＱＵＥＳＴＩＯＮ」の開業

【特別賞 運営委員長賞】

株式会社北洋銀行

ほっく一基金北海道生物多様性保全助成制度

日本における責任投資のパイオニアとして、 すべての運用資産で重大な ESG 課題の 解決に向けた取り組みを推進

三菱UFJ信託銀行株式会社

概要

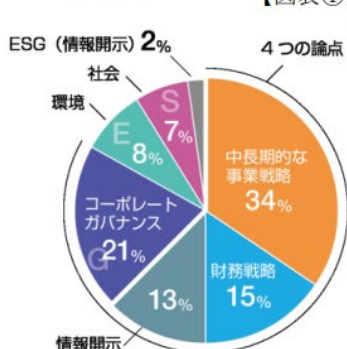
- 三菱UFJ信託銀行株式会社は、本邦運用機関として初めて、すべての運用資産で ESG を組み込む方針（「MUFG AM 責任投資ポリシー」）を策定し、同方針に基づき、弊社運用残高（38 兆円）のすべてで責任投資に取り組んでいる。
- ”E”（環境）への取り組みとしては、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース、Task Force on Climate-related Financial Disclosures）提言に沿った情報開示拡充に取り組むとともに、投資先とのエンゲージメント強化による温室効果ガス排出量の削減や機会の創出に注力。気候変動だけでなく、生物多様性の影響の大きさにも着目し、世界の海洋生態系にプラスチック製マイクロファイバーの侵入を防ぐ協働エンゲージメントを 2020 年 11 月に全世界の投資家とともに創設した。
- 年金基金向け ESG 戦略プロダクトのラインアップ拡充にも取り組む中、不動産では 2018 年に信託銀行として初めて GRESB（Global Real Estate Sustainability Benchmark）リアルエステイト評価に参加し、その後の GRESB の参加機関数の拡大に貢献するとともに、本邦運用機関で初めて AI による ESG テキストマイニング手法を開発し、ESG 評価とエンゲージメントの質の向上に尽力、世界で展開するインデックス提供会社（STOXX 社）とは ESG への取り組みを促進する独自株価指数シリーズを共同開発した。

実績

- 責任投資残高：38 兆円（すべての運用資産で ESG の視点を組み込む）。
- エンゲージメント件数：約 880 件（全体の約 4 割が ESG に関するエンゲージメント）。
- エンゲージメント実効性：課題解決に向けて「順調」な企業が増加。2020 年 6 月時点の ROE はコロナウィルスの影響もあり前年に比べ低下したが、「順調」な企業は相対的に高い ROE（自己資本利益率）を維持。
- ESG 戦略プロダクトマップ：国内資産・海外資産、パッシブ運用・アクティブ運用の ESG 投資ソリューション（含む、債券・インパクト投資）を取り揃え、お客さまの多様なニーズに対応。

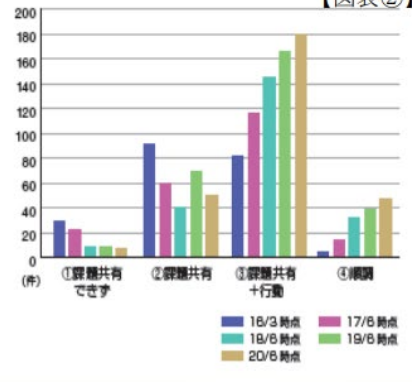
テーマ別対話比率

【図表①】



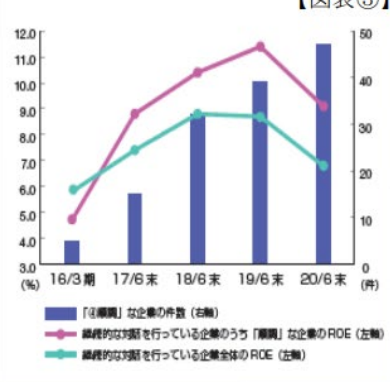
ステージ判定の推移（2016年3月～2020年6月）

【図表②】



対話実施企業のROE推移（2016年3月～2020年6月）

【図表③】



「21 世紀金融行動原則」の 7 つの原則への対応とアピールポイント

原則 (1)

- ・ 三菱UFJ信託銀行株式会社では、「MUFG AM 責任投資ポリシー」に基づき、株式・債券等の伝統的な運用資産のみならず、不動産をはじめとするオルタナティブ資産の投資においても ESG の視点を考慮した取り組みを推進、外部委託ファンドに対しては ESG の視点からの評価・モニタリングを徹底している。
- ・ すべての運用資産で組み込む「重大な ESG 課題」は、同社の責任投資への取り組みを進める「起点」の位置付けとなるため、2020 年 1 月に同課題の特定プロセスを高度化、本邦運用機関として初めてマテリアリティ・マトリクス（縦軸：「社会における重要度」、横軸：「弊社運用における重要度」）を採用、「気候変動」、「健康と安全」、「コーポレートガバナンス」、「情報開示」の 4 つを「重大な ESG 課題」に特定した。
- ・ 「重大な ESG 課題」は、例えば、株式では同社独自 ESG スコア（ESG 15 項目の業種内比較により算出）にも反映し、企業価値評価に組み込んでいる。投資先企業とのエンゲージメントでは、同課題を企業価値向上のために対話すべき内容と位置付け、同課題の取り組みを働きかけている。

原則 (2)

- ・ 三菱UFJ信託銀行株式会社では、お客さまからお預かりした資産価値を長期にわたって守り、その価値を高めていくために、お客さまに代わり、ESG の視点を考慮したエンゲージメントや議決権行使を行っている。
- ・ ESG の視点を組み込んだ様々な運用戦略を開発することにより、お客さまに責任投資のソリューションを提供するとともに、刻々と進化する責任投資業界の動向を情報発信していくことにより、日本における責任投資市場の活性化にも貢献したいと考えている。

原則 (4)

- ・ 三菱UFJ信託銀行株式会社は、First Sentier Investors（欧豪亜を中心に責任投資に積極的に取り組む豪運用会社（弊社連結子会社））とともに英国 NPO（Marine Conservation Society）と共同し、世界の海洋生態系にプラスチック製マイクロファイバーの侵入を防ぐ、投資家協働エンゲージメントを 2020 年 11 月に設立した。
- ・ 本イニシアティブは、2023 年末迄にすべての新型洗濯機にプラスチック製マイクロファイバーフィルタを標準装備することを目指しており、SDGs の目標 14「海の豊かさを守ろう」同 14.1「あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」と合致している。
- ・ 2020 年 12 月現在、全世界の 20 を超える投資家が参加を表明しており、今後も PRI コラボレーション・プラットフォームなどを通じて、より多くの投資家との協働により、本イニシアティブの取り組みの強化を図っていく。

【選定理由】

- ・ すべての運用資産に ESG の視点を組み込み、運用残高(38 兆円)のすべてで責任投資に取り組んでいる。
- ・ 取り組みを実施するにあたり、役員・幹部によるサステナビリティ委員会を通じて、社内での意識向上を体系的に推進している。
- ・ 海洋プラスチック問題や、生物多様性など、エンゲージメントにおける課題の特定を包括的に進めていることや、また、独自インデックスの開発など先進性においても評価できる。
- ・ 以上から、投資業界全体において、全社的な ESG 投資のモデルケースとなることを期待して、環境大臣賞として選定する。

地元企業ビジネスマッチングを通じて 地域に広げる SDGs の輪

浜松磐田信用金庫

概要

浜松磐田信用金庫は地域における SDGs のハブとなるべく、パートナーシップの構築に取り組んでいる。信用金庫は地域と運命共同体であるとの認識を強く持っており、地方創生および持続可能な地域社会の形成に対して本気で取り組む必要があるからである。具体的取組としては、まず一人一人の職員が顧客とのコミュニケーションを大切に、事業性評価により企業の事業内容の理解、強みや課題を把握している。このプロセスを実践した後は事業性評価シートに落とし込む等して、支店と本部で情報を共有し、本部と自治体等との連携ネットワークを利用し、80 店舗に渡る支店網を駆使して、金庫一体で企業交流やマッチングを実践している。

実績

ビジネスマッチングによる天竜材使用の額縁 20 個納品（販売者：特定非営利活動法人せきれい、購入者：株式会社丸源竹内組）

「浜松市 SDGs 推進プラットフォーム」会員企業同士を仲介し、SDGs 推進につながるビジネスマッチングを成立させた。取引先「特定非営利活動法人せきれい」（森林エコ活動に協力している就労継続支援 B 型作業所）が地元天竜産木材で作成した額縁を、同じく取引先「株式会社丸源竹内組」（建設・土木工事）が購入。

「せきれい」では地元産木材（間伐材・端材）の天竜杉・桧を加工した割り箸を製造販売しているが、昨今の新型コロナウイルスの影響により、受注が減少（飲食需要）。当法人でも販路拡大に取り組んでいるが、なかなか情報発信ができず、新規開拓に苦慮していた。このため浜松磐田信用金庫では、SDGs 活動及び地域貢献、地方創生の観点からマッチング先を探すサポートを開始し、「丸源竹内組」を紹介。「丸源竹内組」は環境対策等の SDGs 活動に熱心な企業で、パートナーシップを重要視しており、同社の遮熱塗装を導入した企業にカーボンオフセット証明書を発行している。同社は「せきれい」の事業内容に共感し証明書の額縁製造を発注し、マッチングに至った。

本取組は地元山林の保全（環境対策）と障がい者の活躍の場の創出（雇用）に寄与する、地域の SDGs を推進する企業の好事例であるためプレスリリースを行い、静岡新聞に取組が掲載された。額縁には天竜材の使用と「せきれい」の名称が入り、両社は今後一緒に SDGs 活動を推進していこうとの意志を共有し、本件マッチング後も「せきれい」は「丸源竹内組」から新たな事業主紹介を受け、「丸源竹内組」は新聞報道が遮熱塗装のアピールになり新規取引に繋がる等、営業活動にプラスになっている。



「21 世紀金融行動原則」の 7 つの原則への対応とアピールポイント

原則（1）

本取組では、地域金融機関としての重要な役割である金融仲介機能を発揮し、「せきれい」「丸源竹内組」両社の E・S・G の特徴的な部分をマッチングにより融合させた。地元産間伐材×障がい者雇用×遮熱塗装技術により、森林保護、林業支援、地方創生、ダイバーシティ、環境対策等を含んだ新たな価値を創出するだけでなく、このマッチングを発端とした更なる両社の繋がり・発展が期待されるものとなった。本件のような取組を活発に実施することは、SDGs の目標達成と持続可能な地域社会の形成に資するものである。

原則（3）

新型コロナの影響による販路拡大に苦慮する「せきれい」に新たな受注が生まれたことは、単にモノが売れたということにとどまらず、そこで働く障がい者の活躍やモチベーションアップ、地元山間部の振興や地場産業の発展等にも繋がった。また本件マッチングをプレスリリースし新聞報道されたことにより、環境意識が市民や事業者に広く啓発され、企業の新規取引に繋がるなど、地域全体の環境意識向上と地域経済の好循環に寄与するものとなった。

原則（4）

地域社会の持続可能性を追求する上で、浜松磐田信用金庫では多様なステークホルダーとのパートナーシップ構築を重要視している。その具現策として主体的に取り組むビジネスマッチングにおいて、新たな価値や可能性、広がりを生み出すことに挑戦している。より効果的なマッチングを主体的に実現させるために、当金庫では BMS（ビジネスマッチングシステム）を導入しビジネスマッチングの DX（デジタルトランスフォーメーション）化を実現し、課題解決機能の強化を図っている。

【選定理由】

- ・ SDGs 未来都市である浜松市が推進する「浜松市 SDGs 推進プラットフォーム」の枠組みを活かし、地域の NP0 法人と企業のマッチングを実現したことは、自治体と地域金融機関の間の連携のモデル事例として期待できる。
- ・ 森林保全や林業支援による環境面、障がい者雇用による社会面といった、地域に横たわる複数の課題解決につながる取組として評価できる。
- ・ 以上から、地域資源に目を向けて地域を活性化しようとする組織的な取組事例が、全国の地域金融機関にも広がって欲しいという期待を込めて、本事例を最優良取組事例 環境大臣賞に選定する。

りそなのスチュワードシップ活動の深化 | 2020-2021 スチュワードシップレポートより

りそなアセットマネジメント株式会社

概要

- ・ 個別のエンゲージメント課題の決定プロセスに「マテリアリティ・マトリックス（コロナ前、ポスト・コロナ）」という観点を取り入れ、各エンゲージメント課題に落とし込むプロセスを拡充。気候変動、ダイバーシティとインクルージョン、強制労働などの重要性を再確認し、「ポスト・コロナ」の観点を考慮した結果、「人的資本」、「コミュニティ」、「製品・サービスと社会」に係るカテゴリーの課題が、サステナビリティと長期運用パフォーマンス双方における重要性が高いことを示している。
- ・ 資産運用会社としての気候変動対応として、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース、Task Force on Climate-related Financial Disclosures）開示において、主に 1.5° C シナリオに即した分析を実施。
- ・ ESG 債のインパクト・マネジメントにおける「インテンション（意図）」とインパクト評価をつなぎ合わせる試みを実施。また、インパクト評価から運用戦略を導き、「そもそもりそなは何を目指しているのか」という点を表現するとともに、インパクト・マネジメントについて短期・中期・長期の時間軸を前提としたインパクトを示した。

実績

- ・ 「りそなの目指す社会」から「マテリアリティ・マトリックス」上の各課題の重要性を確認したことにより、1つのアジェンダが意味を成すようになってきた。
- ・ 強制労働に係る協働エンゲージメント（ICCR、Know The Chain）：りそなアセットマネジメント株式会社では PRI にある協働エンゲージメントへの参加を通して強制労働に係るエンゲージメントを展開している。今般、「コロナ・ウィルスへの対応に係る投資家声明」に賛同を表明し、対象企業様より対応状況についての返信が得られた。
- ・ ボードダイバーシティ：30%Club Investor Group での活動の一環として、UK Investor Group が構築しているツールキットを参考に、ダイバーシティのアウェアネス（認識）喚起に努め、個別取材を実施した 15 社に対しては、全社がダイバーシティに係るアウェアネスがあることを確認。
- ・ 気候変動、Climate Action 100+: 同社がリードを務める 2 社について TCFD フレームワークにおける対応として、ガバナンス体制の確立が確認でき、企業からは中長期の目標設定が開示された。

「21 世紀金融行動原則」の 7 つの原則への対応とアピールポイント

原則（1）、原則（4）、原則（6）

【選定理由】

- ・ 幅広いエンゲージメントアジェンダを掲げつつ、マテリアリティマッピングでは新型コロナウイルスによる ESG 課題について視覚化を図っている。
- ・ 1.5° C シナリオに即した分析を実施し 2030 年には国内株式がカーボンバジェットの上限に達する旨、海外株式についてはすでに上限に達している点が明記され、本分析をもとに今後の対応が進むことが期待される。
- ・ 短期的、中長期的な時間軸を前提としたインパクトアセスメントを整理、実施している。
- ・ 以上のような取組が、運用機関だけでなくすべての業態の金融機関に影響を与え、日本における脱炭素社会に向けた取組が加速することを期待して、最優良取組事例選定委員長賞として選定する。

様々な人の『？』が集まる場所 「QUESTION」の開設

京都信用金庫

概要

京都信用金庫が2020年11月に開業した「QUESTION」は、地域の人と人、事業と事業をつなぐ温かい交流の場を目指し設置。地域にある様々な社会課題や中小企業の皆様が抱える事業の課題、創業間もない起業家の皆様の課題、将来に希望と不安を抱える学生さんの課題を、当金庫の職員が「コミュニティマネージャー」となって地域のネットワークを活かし、本業支援として様々なジャンルの方々と一緒になって解決していくことをコンセプトに、以下の「6つのファンクション」によって豊かな地域社会の共創をめざす。

- ① 様々な情報をオンラインとリアルで発信する「セミナー」
- ② 人と人、事業と事業をつなげる「ビジネスマッチング」
- ③ 利用者の問いにコミュニティマネージャーと約200人のパートナーとが48時間以内に解決する「問いの掲示板」
- ④ 寄ってたかって課題を解決する「プロジェクト」
- ⑤ 様々な人が集まり、コミュニティを形成する「会員相互の広場」
- ⑥ 商品のテストマーケティングや、共感マネーを集める「チャレンジスペース」「クラウドファンディング」

ビルの1階はチャレンジスペースで様々な事業者が短期間で出店をすることができるほか、学生が運営するawabarを併設。2階、3階はコワーキングスペース。4階はセミナールームと、吹き抜けの大階段でイベントやプレゼンテーションの場として利用できる。5階は学生が主役のフロアで、オープンスペースやプロジェクトスペースを備え、学生と企業が有機的なつながりを生み出していく場。6階は当金庫河原町支店。7階は70名程度が収容できる会議室。8階は地域・家族・会社のあらゆるコミュニティの「みんなの台所」として食を通じて、多様な人たちが交流する場。



<外観全景>



<4階 大階段 セミナールーム>

実績

コロナ禍でのスタートとなったが、地域の社会課題解決や、若手起業家の紹介、まちづくり、新たな暮らし方など様々なテーマのセミナーやイベントをオンラインを活用して開催している。具体的な取組事例としては、食の分野で活躍する方々とのコラボイベントや、起業前の料理人による試作会を開催する「美食倶楽部」器を作る職人と農家、料亭の料理人など食文化の担い手が集まり、工芸品を実際に使って体感できる「使えるギャラリー」地域の企業の若手従業員向け試作開発ワークショップ「ハッカソン」や、起業家大賞ピッチ大会の開催経営者の会、税理士会等の団体のセミナーやイベントを開催。

該当原則

原則(1)、原則(2)、原則(3)、原則(4)、原則(6)、原則(7)

【選定理由】

- ・ 地域の企業、学生、市民を巻き込み、新たなつながりを作る熱意が感じられる。
- ・ 従来までの「金融機関」の枠を飛び越え、地域社会づくりに関与する新しい取組として評価できる。
- ・ 今後、新たなビジネスモデルやコミュニティづくりが本施設より誕生し、豊かな地域づくりにつながることを期待し、最優良取組事例選定委員長賞に選定する。

ほっく一基金北海道生物多様性保全助成制度

株式会社北洋銀行

概要

「ほっく一基金」は、2010 年に設立した、北海道の生物多様性保全に取り組む人々や団体を応援する基金。2017 年 11 月より公募制とし、道内の希少種保護や生息環境の整備等に取り組む様々な団体への助成制度となっている。

基金の主な原資は「ほっく一定期預金」で、顧客が当定期預金にお預け入れた残高の 0.01%相当額と、満期案内不発行による郵送料相当額を北洋銀行が基金に拠出することにより、顧客は間接的に

「ほっく一基金」に参加し、北海道の生物多様性保全に貢献することができる。さらに、「ほっく一定期預金」は環境配慮型通帳を採用しており、通帳の素材に地球環境に配慮した紙クロスと植物由来成分のインキを使用してリサイクル適性を向上させたほか、塩化ビニールを用いない磁気テープを採用することで廃棄適性も向上させている。

定期預金の他にも、北海道の生物多様性保全に道民が一丸となって取り組めるよう、「ほっく一基金」の専用寄付口座を設けている。寄付は各営業店の窓口で、振込手数料無料で受付しており、個人から法人の顧客まで広く協力を募っている。

実績

2020 年度は 20 団体へ 690 万円を助成しており、ほっく一基金設立以来、合計 6,690 万円（延べ 107 先）を助成してきた。助成先の団体には、他で実施している寄付と比べてまとまった金額が受け取れる点、資金使途に厳しい縛りが無い点等が好評で、多くの団体から申し込みを受けている。

該当原則

原則（1）、原則（2）、原則（3）、原則（4）、原則（6）、原則（7）

【選定理由】

- ・ 北海道という特有の地域において自然・環境に関する課題を的確にとらえ、本基金ではこれまで 107 件もの助成実績を通じて生物多様性への取組を続けており、グローバルな議論に先駆けた環境問題への真摯な取組として評価できる。
- ・ また地元北海道大学との連携により認定ベンチャーに対する SDGs ファンドからの支援実施をするなど、地域の持続性に貢献する姿勢も評価できる。
- ・ 2021 年に TNFD（Task Force for Nature-Related Financial Disclosure：自然関連財務情報開示タスクフォース）が本格的に稼働することなどから、今後は気候変動問題と並び、生物多様性についての議論が深まることが予想される中で、「地域の振興と持続可能性の向上の視点」に立った先進的な取組みとして運営委員長賞に選定する。

運営委員会の活動

1. 運営委員機関一覧

(2021年3月時点、共同運営委員長は◎)

金融機関名（五十音順）
株式会社 静岡銀行
◎ 損害保険ジャパン 株式会社
第一生命保険 株式会社
株式会社 千葉銀行
株式会社 日本政策投資銀行
株式会社 八十二銀行
浜松いわた信用金庫
◎ 株式会社 三井住友銀行
三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社
リコーリース 株式会社
りそなアセットマネジメント 株式会社

2. ワーキンググループ（WG）座長機関一覧

(2021年3月時点)

業態別	運用・証券・投資銀行業務WG	りそなアセットマネジメント 株式会社 SOMPO アセットマネジメント 株式会社
	保険業務WG	損害保険ジャパン 株式会社
	預金・貸出・リース業務WG	株式会社 日本政策投資銀行 株式会社 八十二銀行
テーマ別	環境不動産WG	株式会社 ヴォンエルフ CSR デザイン環境投資顧問 株式会社
	持続可能な地域支援WG	三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社

3. 監事機関一覧

(2021年3月時点)

金融機関名（五十音順）
株式会社 滋賀銀行
京都信用金庫

4. 総会議長機関一覧

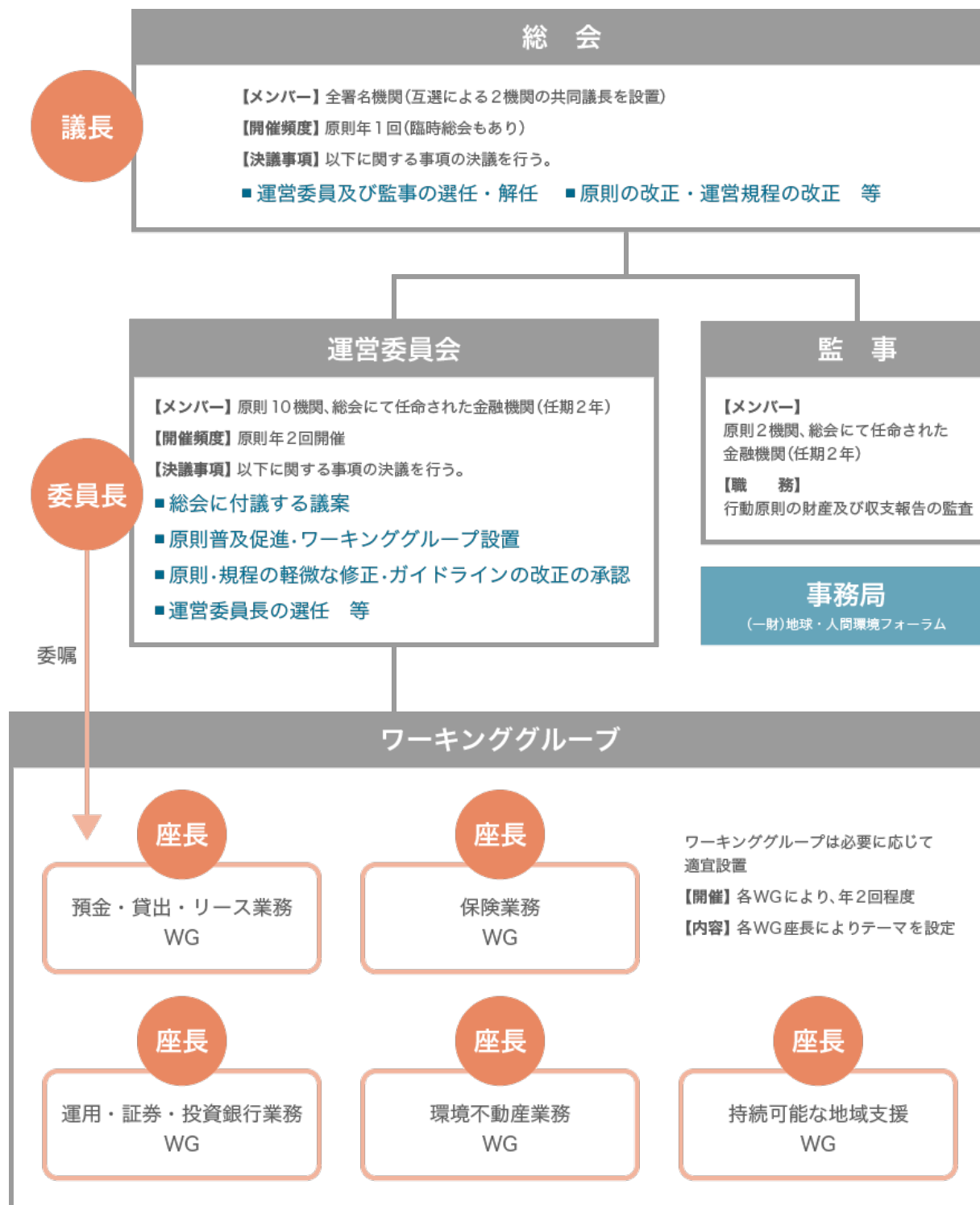
(2021年3月時点)

金融機関名（五十音順）

東京海上アセットマネジメント 株式会社

株式会社 リコーリース

5. 体制



6. 運営委員会(及び総会)の活動

➤ 第1回運営委員会

- 日時:2020年5月19日(書面開催)
- 議題
 - (1)運営委員長、ワーキンググループ(WG)座長の選任
 - (2)今年度の各WGの活動方針について
 - (3)今年度の活動計画について
 - 年間スケジュール
 - 取組事例のとりまとめ
 - 優良取組事例、最優良取組事例の選定・表彰
 - 第10回定時総会及び意見交換会の日程と会場
 - (4)2019年度収支監査報告
 - (5)2020年度予算案
 - (6)運営規程の改正について
 - (7)署名機関数の推移、会費請求・徴収状況の報告
 - (8)その他
 - 第2回運営委員会の会場について
 - 署名金融機関のニーズ調査について
 - タスクフォース(TF)設置について

➤ 第1回臨時総会(電子メール開催)

- 議決事項
 - 【議案1】2019年度収支報告書の承認
 - 【議案2】2020年度予算の承認
- 投票期間 2020年6月10日(水)～6月24日(水)
- 開催日 2020年6月24日(水)
- 結果 284機関(当時)全会一致による承認

➤ 第2回運営委員会

- 日時:2020年10月20日(火)15:00～17:00
- 場所:オンライン
- 議題
 - (1)今年度の活動について
 - 運営委員会及び総会
 - ワーキンググループ活動
 - 取組事例のとりまとめ
 - 最優良取組事例の選定と表彰
 - その他
 - (2)第3回運営委員会及び2020年度定時総会・意見交換会
 - 第3回運営委員会の開催方法
 - 第10回定時総会・意見交換会の開催方法と内容
 - (3)タスクフォース(TF)からの報告

(4)事務局からの報告

- 署名機関数の進捗及び会費徴収状況
- 予算の執行状況
- WEB サイトのアクセス状況
- 署名機関の基準の検討

(5) その他

- 環境省からのお知らせ

➤ 第 3 回運営委員会

- 日時:2021 年 2 月 9 日(火)15:00～17:00

- 場所:オンライン

- 議題

(1)今年度の活動について

- 運営委員会及び総会
- ワーキンググループ(WG)
- 取組事例のとりまとめ
- 最優良取組事例の選定と表彰

(2)設立 10 周年記念企画事業の内容について

- 10 周年記念企画タスクフォースからの報告

(3)2020 年度(第 10 回)定時総会、意見交換会について

- 定時総会の決議事項
- 意見交換会のプログラム

(4)事務局からの報告

- 署名機関数の進捗及び会費徴収状況
- 予算の執行状況
- WEB サイトのアクセス状況

(5)その他

- 2021 年度第 1 回運営委員会 開催について

➤ 第 10 回定時総会

- 日時:2021 年 3 月 3 日(水)13:30～14:10 ※続けて意見交換会開催(17:00 まで)

- 場所:オンライン(一部登壇者のみ会場(航空会館))

- 第 10 回定時総会

(1)開会／来賓挨拶

(2)決議事項【第 1 号議案】10 周年記念事業の内容

(3)最優良取組事例選定結果報告

(4)2020 年度活動報告

(5)2021 年度の活動予定

※意見交換会(14:20～17:00)に関しては「WG の活動」に記載

取組事例のとりまとめ

- 運営規程第11条第2項（署名金融機関等の責務等）に基づき、署名金融機関等より提出された事例をとりまとめた取組事例集を作成している。
- 2017年度より冊子作成は行わず、21世紀金融行動原則公式ウェブサイトに掲載できる形で掲載している。

【参考】運営規程：（署名金融機関等の責務等）

第11条

2. 署名金融機関等は、行動原則に則った取組について、毎年10月末日までの取組内容を、11月末日まで（署名を行う年にあつては、可能な限り第6条に基づき行われる署名書式提出時）に別添5の様式により事務局に報告するものとする。ただし、署名金融機関等が行動原則に則った取組について、各種報告書等において既に公表しているときは、当該報告書等の提出をもって別添5の様式の提出に代えることができる。

※赤字（下線）は軽微なものとして2020年度第1回運営委員会（2020/5/19, 書面開催）にて改

正

別添5：取組事例記入用紙

* 一般に公開しても差し支えない範囲で、事例を記入してください。
(事例が複数に渡る場合は、事例ごとに下記の表を適宜追加の上ご使用ください。)

* 公開を希望しない場合には、「非公開」のチェックボックスにチェックして下さい。

* なお、原則に則った取組について、各種報告書等において既に公表されている場合には、当該報告書等の提出をもって本様式の提出に代えることが可能です。

* web 上での公開用に事務局にて編集しますので、体裁等に変更が生じる場合があります。また図表、写真、イラスト等を挿入する場合、(事例の詳細欄)に記入してください(「事例の名称」欄には挿入しないようお願いします)。

■ 署名機関名を入力してください	
機関番号-FY2020-001	☐ 公開 ☒ 非公開
(事例の名称を記入してください)	
(該当する原則番号以外は削除してください)【原則1】【原則2】【原則3】【原則4】【原則5】【原則6】【原則7】【他】	
(事例の詳細を記入してください)	
【特徴】 (特筆すべき特徴などがあれば記入してください)	
機関番号-FY2020-002	☐ 公開 ☒ 非公開
(事例の名称を記入してください)	
(該当する原則番号以外は削除してください)【原則1】【原則2】【原則3】【原則4】【原則5】【原則6】【原則7】【他】	
(事例の詳細を記入してください)	
【特徴】 (特筆すべき特徴などがあれば記入してください)	
機関番号-FY2020-003	☐ 公開 ☒ 非公開
(事例の名称を記入してください)	
(該当する原則番号以外は削除してください)【原則1】【原則2】【原則3】【原則4】【原則5】【原則6】【原則7】【他】	
(事例の詳細を記入してください)	
【特徴】 (特筆すべき特徴などがあれば記入してください)	

※ 事例記入欄が足りない場合は、記入欄をコピー、表に追加してご使用ください。

(1) スケジュール

8 月 25 日	取組事例の提出依頼
11 月末	取組事例の提出締切
12 月～1 月	未提出機関にリマインドのご連絡
2 月中旬まで	各機関に WEB サイト掲載内容の確認
3 月 3 日まで	WEB サイトにて 2020 年度の取組事例を掲載

(2) 提出状況

提出： 240 機関（事例公開：206、報告書にて提出：13、事例非公開：21）

未提出： 44 機関

その他： 4 機関（個別では出さないなど）

（2021 年 3 月 1 日の署名機関数は 288 機関）

※参考 2019 年度 未提出 29 機関（最終）

ワーキンググループ (WG) の活動

1. 運用・証券・投資銀行業務ワーキンググループ

➤ 2020 年度の活動方針

- ESG 投資に関連する署名機関の実践に向けた対応促進。なお、気候変動関連を中心にポジティブ／ネガティブインパクト(例:労働者の人権問題等)を考慮しつつ、より広い視点で課題解決に向けた取組を進める。
- 年度を通じたテーマは「ESG金融大国となるためのとるべき戦略」のアクションプランの実効性の向上。

➤ 第 1 回WG

- 日時:2020 年 9 月 29 日(火)14:00~16:00
- 会場:Zoom ウェビナー
- テーマ:コロナ後の脱炭素社会づくりにおける投資家と企業の役割
- プログラム
＜全体進行＞長束 裕子／SOMPO アセットマネジメント株式会社(運用・証券・投資銀行業務 WG 座長機関) 運用企画部 責任投資推進室 ESG スペシャリスト
【開会挨拶】頼瀬 智宏／環境省大臣官房環境経済課長
【基調講演】コロナ後の気候変動対策における金融機関の役割
末吉 竹二郎／国連環境計画金融イニシアチブ(UNEP FI)特別顧問
【模擬エンゲージメント:コロナ後の気候変動対策】
＜モデレーター＞松原 稔／りそなアセットマネジメント株式会社(運用・証券・投資銀行業務 WG 座長機関) 執行役員責任投資部長
＜パネリスト＞
(投資家側)
・角田 成宏／SOMPO アセットマネジメント株式会社(運用・証券・投資銀行業務 WG 座長機関) 運用企画部 責任投資推進室長
・古布 薫／インベスコ・アセット・マネジメント株式会社運用本部 日本株式運用部 レスポンシブル・インベストメント・オフィサー
(企業側)
・稲室 昌也／三井物産株式会社 IR 部長
・大野 美希子／株式会社リクルートホールディングス ファイナンス本部 資本市場戦略・インベスターリレーションズ
● 参加人数:133 名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 52 名)

➤ 第 2 回WG

- 日時:2020 年 12 月 11 日(金)14:00~16:00
- 会場:Zoom ウェビナー
- テーマ:金融がもたらすインパクト～ステークホルダーダイアログとあるべき資本市場像～
- プログラム
＜全体進行＞

長束 裕子／SOMPO アセットマネジメント株式会社(運用・証券・投資銀行業務 WG 座長機関) 運用企画部
責任投資推進室 ESG スペシャリスト

【開会挨拶】

瀬戸 智宏／環境省 大臣官房環境経済課 課長補佐

【基調講演:金融に期待するインパクト(仮題)】(30分+質疑応答10分)

水口 剛／高崎経済大学副学長・経済学部教授、環境省 ESG 金融ハイレベルパネル ポジティブインパクト
ファイナンス TF 座長、金融庁・GSG 国内諮問委員会共催 インパクト投資勉強会座長

【ステークホルダーダイアログ:インパクトファイナンスとあるべき資本市場】(80分)

<モデレータ>

水口 剛(同上)

<パネリスト>

松原 稔／りそなアセットマネジメント株式会社(運用・証券・投資銀行業務 WG 座長機関) 執行役員責任投
資部長

角田 成宏／SOMPO アセットマネジメント株式会社(運用・証券・投資銀行業務 WG 座長機関) 運用企画部
責任投資推進室長

(NGO/人権)伊藤 和子／弁護士、国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ 事務局長

(NGO/環境)飯沼 佐代子／地球・人間環境フォーラム 研究員

(企業)氏家 啓一／一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長

参加人数:140名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等26名)

➤ 第3回WG(総会(2021年3月3日(水))と同時開催の意見交換会)

■ 保険業務ワーキンググループ

➤ 2020年度の活動方針

● 「気候変動」はテーマとして継続し、開催地も国内保険会社の本社並びに海外保険会社の支社が集中
する東京に絞り、情報の広い発信よりも、深い情報提供と密な情報交換に重きをおいて開催。

➤ 第1回WG

● 日時:2020年9月18日(金)15:00~16:30

● 場所:Zoom

● テーマ:コロナ禍を踏まえた今後のESG取組の強化

● プログラム

<全体進行>堀 幸夫／損害保険ジャパン株式会社(保険 WG 座長機関)CSR室 リーダー

【開会挨拶】堀 幸夫(同上)

【第1部 講演】コロナ禍によるサステナビリティ・ESG 投資／経営の動向

道浦 京子／PwC コンサルティング合同会社 ディレクター

【第2部 講演】インパクト投資への取組

越前 智亜紀／第一生命保険株式会社 運用企画部 運用調査室 アシスタントマネジャー

【第3部 環境省からのメッセージ】

瀬戸 智宏／環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 室長補佐

【閉会挨拶】大村 太祐／第一生命ホールディングス株式会社・第一生命保険株式会社(21世紀金融行動
原則運営委員機関)経営企画ユニット DSR 推進グループ ラインマネジャー

● 参加人数:16名(座長、登壇者、事務局除く、署名金融機関のみ)

➤ 第2回WG

- UNEP FIの支援の下、持続可能な保険原則(PSI)メンバー(保険会社、再保険会社)が作成、2021年1月に公表された「Insuring the climate transition」を翻訳、保険WG所属署名機関等と共有(検討中)。

■ 預金・貸出・リース業務ワーキンググループ

➤ 2020年度の活動方針

- ① 環境省が「地域におけるESG金融促進事業」(2019年度)において実施した支援結果から取りまとめた「ESG地域金融実践ガイド」の周知(「ESG金融/SDGsビジネスセミナーシリーズ」として開催)。
- ② 環境省が提案する地域循環共生圏を学び、実現に向けた地域金融機関のあり方を議論する(「地域循環共生圏セミナーシリーズ」として開催)。

※方針①②ともに持続可能な地域支援ワーキンググループと共同で取り組んだ。

※②については持続可能な地域支援ワーキンググループの活動を参照。

➤ 第1回WG(ESG金融/SDGsビジネスセミナーシリーズ)

- 日時:2020年9月8日(火)14:30~17:00
- 場所:ACU札幌(ACU-A)大研修室1614/Zoomウェビナー
- テーマ:「ESG金融/SDGsビジネスセミナー
～アフターコロナの社会における持続可能な地域の創出に向けて～(北海道開催)」

● プログラム

【開会挨拶】環境省北海道地方事務所

【講演】アフターコロナの社会における地域循環共生圏～ローカルSDGs～実現の意義

佐々木 真二郎/環境省 大臣官房 環境計画課 企画調査室 室長

【発表】自治体のSDGs・気候変動対策に関する取り組み

土肥 浩己/北海道庁 環境生活部 環境局 気候変動対策担当局長

【発表】分散型社会構築に向けた地産地消型エネルギーモデルの可能性

井澤 文俊/北海道ガス株式会社 取締役常務執行役員 経営企画本部長

【講演】ESG地域金融実践ガイドの解説

竹ヶ原 啓介/株式会社日本政策投資銀行 執行役員 産業調査本部副本部長 兼 経営企画部 サステナビリティ経営室長

【発表】金融機関によるESG地域金融に関する取組の紹介

・ESG地域金融促進事業の取組について～気候変動を踏まえた北海道の水産業にかかる地域金融の実践について～

大谷 賢一/株式会社北海道銀行 経営企画部上席調査役

・北洋銀行における「ESG地域金融」の取り組みについて

越田 雄三/株式会社北洋銀行 地域産業支援部 部長

【パネルディスカッション】地方創生のために発揮されるべき、地域企業と金融機関のチカラ

〈ファシリテーター〉竹ヶ原 啓介(同上)

〈登壇者〉

・日下 智晴/金融庁 監督局銀行第二課 地域金融生産性向上支援室長

・金井 司/三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(持続可能な地域支援WG座長機関)サステナビリティ推進部フェロー役員 兼 チーフ・サステナビリティ・オフィサー

・井澤 文俊(同上)

・大谷 賢一(同上)

・越田 雄三(同上)

・西村 治彦／環境省 総合環境政策統括官グループ 環境経済課長

【閉会挨拶】北海道

● 参加人数：会場 79 名／オンライン 262 名（座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 72 名）

➤ 第 2 回WG（総会（2021 年 3 月 3 日（水））と同時開催の意見交換会）

➤ 第 3 回 WG（ESG 金融／SDGs ビジネスセミナーシリーズ）

● 日時：2021 年 3 月 8 日（月）14:30～17:00

● 場所：岡山国際交流センター8 階イベントホール／Zoom ウェビナー

● テーマ：「ESG 金融／SDGs ビジネスセミナー（岡山開催）」

～アフターコロナの社会における持続可能な地域の創出に向けて～

● プログラム

【開会挨拶】環境省

【講演】地域の脱炭素に向けた地域循環共生圏～ローカル SDGs～について

佐々木 真二郎／環境省大臣官房 環境計画課 企画調査室 室長

【発表】持続可能な地域づくりのための真庭の取組

太田 昇／岡山県真庭市長

【発表】木材産業における地域自治体 SDGs 取組とのつながり（仮）

坂本 規／銘建工業 株式会社 執行役員バイオマス事業部長 生産技術部長

【講演】ESG 地域金融実践ガイドの解説

竹ヶ原 啓介／株式会社日本政策投資銀行 執行役員 産業調査本部副本部長 兼 経営企画部 サステナビリティ経営室長

【発表】金融機関による SDGs/ESG 地域金融に関する取組の紹介

白神 賢治／株式会社 中国銀行 総合企画部 次長

井上 光悦／株式会社 山陰合同銀行 地域振興部地域振興グループ 調査役

【パネルディスカッション】

〈ファシリテーター〉竹ヶ原 啓介（同上）

〈パネリスト〉

・日下 智晴 金融庁 監督局 銀行第二課 地域金融企画室長

・太田 昇（同上）

・坂本 規（同上）

・白神 賢治（同上）

・井上 光悦（同上）

・築谷 淳志／エコアクション 21 地域事務局 岡山県環境保全事業団 事務局長

・西村 治彦／環境省 大臣官房 環境経済課 課長

【閉会挨拶】春田裕司／中国財務局 岡山財務事務所 所長

■ 持続可能な地域支援ワーキンググループ

➤ 2020 年度の活動方針

① 環境省による地域循環共生圏の実現こそ本WGの目指すものと認識、共生圏実現に向けた、地域金融機関の役割や取組について、様々なテーマ（切り口）ごとに、議論を行っていく（「地域循環共生圏セミナーシリーズ」として開催）。

② 環境省が「地域における ESG 金融促進事業」（2019 年度）において実施した支援結果から取りまとめた「ESG 地域金融実践ガイド」の周知（「ESG 金融／SDGs ビジネスセミナーシリーズ」として開催）。

※方針①②ともに預金・貸出・リース業務ワーキンググループと共同で取り組んだ。

※②については、預金・貸出・リース業務ワーキンググループを参照。

➤ 第1回WG(地域循環共生圏セミナーシリーズ)

- 日時:2020年8月27日(火)15:00~17:00
- 場所:Zoom ウェビナー
- テーマ:「地域における金融機関のあり方を考える」オンラインセミナー<金融ソリューションのラインアップ>「地域循環共生圏とは何か」
- プログラム
【開会挨拶】金井司／三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(持続可能な地域支援 WG 座長機関)サステナビリティ推進部フェロー役員兼チーフ・サステナビリティ・オフィサー
【地域循環共生圏解説】佐々木真二郎／環境省大臣官房環境計画課企画調査室長
【質疑応答&意見交換】
〈登壇者〉
・佐々木真二郎(同上)
・金井司(同上)
- 参加人数:154名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等97名)

➤ 第2回WG(地域循環共生圏セミナーシリーズ)

- 日時:2020年10月15日(木)14:30~16:00
- 場所:Zoom ウェビナー
- テーマ:「地域における金融機関のあり方を考える」オンラインセミナー<金融ソリューションのラインアップ>地域経済循環分析を実務に繋げよう!~地域循環共生圏の実現に向けたツールの活用
- プログラム
【開会挨拶】竹ヶ原 啓介／株式会社 日本政策投資銀行(預貸リース WG 座長機関)執行役員 産業調査本部 副本部長 兼 経営企画部 サステナビリティ経営室長
【地域循環共生圏 可視化ツール紹介とその活用方法】
山崎 清／株式会社 価値総合研究所(日本政策投資銀行グループ)執行役員 事業部長 主席研究員
【意見交換:金融機関による地域循環共生圏の実現に向けたツールの活用】
〈モデレーター〉竹ヶ原 啓介(同上)
〈登壇者〉
・山崎 清(同上)
・金井 司／三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社(地域支援 WG 座長機関) サステナビリティ推進部 フェロー役員 兼 チーフ・サステナビリティ・オフィサー
・坂本 智徳／株式会社 八十二銀行(預貸リース WG 座長機関) 総務部 SDGs 推進グループ 主任調査役
・佐々木 真二郎／環境省 大臣官房 環境計画課 企画調査室長
【環境省からのお知らせ】
- 参加人数:81名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等42名)

➤ 第3回WG(地域循環共生圏セミナーシリーズ)

- 日時:2021年2月15日(月)13:30~15:30
- 場所:Zoom ウェビナー
- テーマ:地域循環共生圏づくりと地域脱炭素~いまさら聞けないシリーズ 第1弾~
- プログラム

【開会挨拶】

・金井 司／三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社(地域支援 WG 座長機関)
サステナビリティ推進部 フェロー役員 兼 チーフ・サステナビリティ・オフィサー

【世界が重視する ESG・地域 ESG 金融とポジティブインパクトの創出】

・金井 司／(同上)

【地域 ESG 金融 地域資源を活かしたイノベーションと地域金融機関への期待】

・竹ヶ原 啓介／株式会社 日本政策投資銀行(預貸リース WG 共同座長機関)
執行役員 産業調査本部 副本部長 兼 経営企画部 サステナビリティ経営室長

【地域金融機関はどう取り組んだら良いのか】

・坂本 智徳／株式会社 八十二銀行(預貸リース WG 共同座長機関)
総務部 SDGs 推進グループ 主任調査役

【質疑応答:いまさら聞けない質問、お答えします】

〈モデレータ〉金井 司(同上)

〈登壇者〉竹ヶ原 啓介／坂本 智徳／佐々木 真二郎(同上)

【環境省からのお知らせ】

- 参加人数:129 名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 64 名)

➤ 第 4 回WG(総会(2021 年 3 月 3 日(水)))と同時開催の意見交換会)

■ 環境不動産ワーキンググループ

➤ 2020 年度の活動方針

第 1 回: 2019 年度第 3 回 WG の続編ともなる「ローカルな視点」。

第 2 回: UNEPFI などの手法とそのローカルへの適用を考え、「グローバルとローカルの視点を融合」する。

第 3 回: コロナ禍における具体的なインパクトとして重要な「健康・安全・快適性」などに焦点を当てた特別企画。

➤ 第 1 回WG

- 日時:2020 年 8 月 26 日(水)15:00~17:00

- 場所:Zoom ウェビナー

- テーマ:〈ローカルの視点〉「地域における金融機関とまちづくりの接点」(「地域における金融機関のあり方を考える」オンラインセミナー企画として位置付けた)

- プログラム

〈全体進行〉シニアアドバイザー 似内 志朗／株式会社ヴァンエルフ(環境不動産 WG 共同座長機関)

【開会挨拶】瀧澤智宏／環境省大臣官房環境経済課環境金融推進室室長補佐

【基調講演】「Sarblab 第二地方銀行協会における地方創生・SDGs への取組と今後の展望」

服部守親／第二地方銀行協会常務理事

【パネルディスカッション・質疑応答】「地域における金融機関とまちづくりの接点」

《パネラー》

・服部守親(同上)

・三宅和彦／株式会社愛媛銀行企画広報部執行役員部長

・内山博文／u.company inc.(U&CO.)代表取締役・仕掛人

・堀江隆一／CSR デザイン環境投資顧問株式会社(環境不動産 WG 共同座長機関)代表取締役社長

《コーディネーター》似内志朗

- 参加人数:151 名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 71 名)

➤ 第2回WG

- 日時:2020年12月18日(金)10:00~12:00
 - 場所:Zoom ウェビナー
 - テーマ:<グローバルとローカルの視点>国際的なインパクト評価手法の解説と日本・ローカルにおける適用可能性
 - プログラム
- <全体進行>
- 堀江 隆一／CSR デザイン環境投資顧問株式会社(環境不動産 WG 共同座長機関) 代表取締役社長
- 【開会挨拶】
- 瀬瀬 智宏／環境省 大臣官房環境経済課 環境金融推進室 室長補佐
- 【話題提供:国際的なインパクト投資の評価手法と事例】
- 田邊 佳人／CSR デザイン環境投資顧問株式会社 シニアコンサルタント
- 【パネルディスカッション:日本・ローカルにおけるインパクト評価手法の適用可能性】
- <モデレータ>
- 堀江 隆一(同上)
- 似内 志朗／株式会社ヴァンエルフ(環境不動産 WG 共同座長機関) シニアアドバイザー
- <パネリスト>
- 内山 博文／u.company inc.(U&CO.)代表取締役・仕掛人
- 小松 真実／ミュージックセキュリティーズ株式会社 創業者 CEO
- 竹内 直人／第一生命保険株式会社 総合審査部長
- 参加人数:70名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等33名)

➤ 第3回WG(予定)

- 日時:2021年3月12日(金)15:30~17:30
 - 場所:Zoom ウェビナー
 - テーマ:コロナ禍後のワークスペース・不動産に求められる役割
 - プログラム
- <全体進行>
- 似内 志朗／株式会社ヴァンエルフ(環境不動産 WG 共同座長機関) シニアアドバイザー
- 【開会挨拶】
- 瀬瀬 智宏／環境省 大臣官房環境経済課 環境金融推進室 室長補佐
- 【基調講演:ウィズコロナ時代のオフィスのあり方〜ヒューマン・セントリック・オフィス】
- 松岡 利昌／株式会社松岡総合研究所代表取締役、日本オフィス学会会長、
京都工芸繊維大学特任准教授
- 【ショートレクチャー1:QOLを高める居場所づくり】
- 堀 雅木／第一生命保険株式会社 不動産部 ファシリティマネジメント課長、ラインマネージャー
- 【ショートレクチャー2:コロナ禍によるワークスタイルの変容】
- 似内 志朗(同上)
- 【パネルディスカッション:コロナ禍後のワークスペース・不動産に求められる役割】
- <パネリスト>
- 松岡 利昌(同上) 堀 雅木(同上)
- 堀江 隆一／CSR デザイン環境投資顧問株式会社(環境不動産 WG 共同座長機関) 代表取締役社長
- <コーディネータ>
- 似内 志朗(同上)

■ 21 世紀金融行動原則 意見交換会

- 総会と同日開催。運用・証券・投資銀行業務ワーキンググループ、預金・貸出・リース業務ワーキンググループ、持続可能な地域支援ワーキンググループ主導。すべてのワーキンググループ座長、運営委員会メンバーが参加。

- 日時:2021 年 3 月 3 日(水)14:20~17:00
 - 場所:オンライン(一部登壇者のみ会場(航空会館))
 - テーマ: 21 世紀金融原則 過去・現在・未来
～業態横断の署名金融機関の取組と 21 世紀金融行動原則の今後～
 - プログラム
- ＜全体モデレータ＞
- ・竹ヶ原 啓介／株式会社日本政策投資銀行＜預貸 WG 座長＞執行役員 産業調査本部副本部長 兼 経営企画部サステナビリティ経営室長
 - ・松原 稔／りそなアセットマネジメント株式会社＜運用 WG 座長＞執行役員 責任投資部
- ＜第 1 部＞21 世紀金融行動原則 10 年間の取組と課題
- 【はじめに】全体モデレータ
- 【メッセージ:起草に関わった立場から～21 世紀金融行動原則から日本の金融を変える～】
- ・末吉 竹二郎／UNEP FI 特別顧問、環境金融行動原則起草委員会委員長
- 【21 世紀金融行動原則への期待】
- ・近藤 崇史／環境省 大臣官房環境経済課環境金融推進室長
- 【報告／ディスカッション:21 世紀金融行動原則の 10 年間を振り返る～これまでの成果と今後の課題～】
- 報告 21 世紀金融行動原則 WG 座長、運営委員長
- ディスカッション 21 世紀金融行動原則運営委員会
- 【第 1 部小括】全体モデレータ
- ＜第 2 部＞21 世紀金融行動原則の今後
- 【フリーディスカッション(グループ別)】21 世紀金融行動原則署名金融機関
- 【各グループからの報告】各グループ
- 【21 世紀金融行動原則への期待】
- ・池田 賢志／金融庁 チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー (調整中)
- 【意見交換会総括】全体モデレータ
- ＜閉会挨拶＞

タスクフォース（TF）の活動

●3つのタスクフォース（TF）（2020年度第1回運営委員会にて設置が承認）の活動

1. ウェブサイト拡充 TF

- ・金井氏（2017年度WEBサイト作成チーム）との調整
→方向性検討よりも実際の拡充への着手が急務（コロナ禍によりネット情報の需要増大）。
→TFには発信側（運営委員会／WG座長）、受信側（署名機関／一般ユーザー）の情報、需要を吸い上げることができるメンバーが望ましい。
→まずはWG活動と連携したWEBサイト拡充にすぐ着手（地域支援WG×「地域循環共生圏」情報発信）、その進捗と並行して運営委員会メンバー、署名機関に声掛けTFを形成（2021年度）。
- ・オンラインWGの開催
→地域支援WGのみでなく各WGをオンライン、またはハイブリッドで開催。可能な内容はウェブサイトにて動画配信

2. PRI in Person 東京関連イベント（PRI 関連イベント）TF

- ・PRI in Personが予定していた2020年10月から2021年9月に開催延期。それに伴い関連イベントも2021年に延期。
- ・延期を受け、PRI 関連イベントと10周年記念企画への統合案が第1回運営委員会にて提案。
- ・2019年度第3回運営委員会での検討メンバーにも参加いただいた10周年記念企画TF第1回、第2回会合にて統合案を検討、統合する方向で2020年度第2回運営委員会に報告、提案、PRI 関連イベントは、10周年記念事業におけるイベントとして開催することに決定。ただしイベントはPRIの公式サイドイベントではなく、PRIを意識しつつも、10周年記念企画の趣旨を重視する内容とする。

3. 10周年記念企画 TF

- ・運営委員会ならびに署名金融機関からTFメンバーを募りTF形成
- ・第1回会合（2020年10月16日（金））、第2回会合（2020年12月25日（金））、第3回会合（2021年1月22日（金））。会合での検討内容から運営委員会に10周年記念事業の内容を提案。
- ・2020年度第3回運営委員会での検討、承認を受け第10回定時総会にて10周年記念事業の内容の署名金融機関による決議を行う。
- ・詳細は第1号議案添付「10周年記念事業の内容」参照。

署名機関数と会費の徴収状況

1. 署名機関数

288 機関（2021 年 3 月 1 日時点）

うち運用業務 WG	39 機関
保険業務 WG	26 機関
預貸業務 WG	223 機関

署名機関数の推移（2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 1 日）

2019 年度からの署名機関 283 機関^{※1}（2020 年 4 月 1 日時点）

新規署名機関 9 機関 ※機関名横かっこ内は署名年月

- 京都中央信用金庫（2020 年 7 月）
- 株式会社 栃木銀行（2020 年 7 月）
- 岡三証券 株式会社（2020 年 7 月）
- 三井物産・イデラパートナーズ 株式会社（2020 年 9 月）
- 住友生命保険 相互会社（2020 年 10 月）
- 株式会社 野村総合研究所（2020 年 12 月）
- 双日リートアドバイザーズ 株式会社（2020 年 12 月）
- 株式会社 富山銀行（2020 年 12 月）
- 富山リース 株式会社（2020 年 12 月）

署名失効・撤回機関数 4 機関

※1 臨時総会（6 月）議案 2「2020 年度予算の承認」の資料では 4/1 時点で 284 機関とお知らせしましたが、7 月に 3 月末付の撤回届提出（1 機関）があり 283 機関となりました。

2. 会費の徴収状況

・ 4 月 20 日より会費徴収開始（請求書発行）

・ 3 月 1 日時点：	入金済	292 機関 ^{※2}	8,630,000 円
	未入金	0 機関	0 円

※2 失効・撤回機関 4 機関を含む

※会費徴収開始（4 月 20 日）後の新規署名機関等には署名受付証発行後に随時請求

※5 月以降の新規署名金融機関等については、年会費は月割りで徴収

次年度の活動予定

- 次年度の活動は、運営委員会を年3回（5月、10月、2月）、臨時総会を6月、年次総会を3月に開催を予定している。加えて、今回ご承認いただいた10周年企画事業を展開していく。詳細は以下のとおり。
- 第1回運営委員会：5月18日（火）15:00～17:00を予定。監事機関より監査報告。
- 第1回臨時総会：運営委員会での監査報告後、6月に開催する臨時総会（メールベース）にて、会費の使途内容等を確認、2020年度収支報告書と2021年度予算の承認。
- 引き続き環境省の支援を受けて各WG活動を中心に活動を展開する。オンライン開催のメリットを活かして全国各地からの参加を増やし、議論を深めていく。また、その結果は動画を含めてウェブサイトへ随時掲載していく。
- WG概要の掲載とあわせウェブサイト拡充を行う（ウェブサイト拡充TF）。
- 議決事項「10周年記念事業の内容」を基に、策定10周年となる2021年内に10周年記念事業を完遂予定（周年記念企画TF）。
- 今回の意見交換会や10周年記念事業での議論を受け、7原則や「提言：ESG金融大国となるための取るべき戦略」のアクションリストに沿った持続可能な社会の形成に向けた金融機関の取組に貢献していく。必要であれば7原則やアクションリストの見直しも検討する。

参考資料

【参考資料 1】

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」
運営規程

【参考資料 2】

21 世紀金融行動原則署名金融機関一覧

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21 世紀金融行動原則)」運営規程

平成23 年 11 月 8 日制定
平成24 年 5 月 11 日改正
平成25 年 4 月 24 日改正
平成26 年 1 月 28 日改正
平成26 年 5 月 9 日改正
平成26 年 10 月 30 日改正
平成28 年 2 月 5 日改正
平成29 年 9 月 25 日改正
平成30 年 5 月 23 日改正
令和 2 年 3 月 4 日改正
令和 2 年 5 月 26 日改正

第1章 総 則

第1条 (名称)

この原則は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（通称：21 世紀金融行動原則）」と称し、英文では、Principles for Financial Action towards a Sustainable Society (Principles for Financial Action for the 21st Century, 略称 PFA21) と表記する。

第2章 定義及び目的

第2条 (定義)

1. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」の普及促進及び改正等の運営については、この運営規程（以下「運営規程」という。）の定めるところによる。
2. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」関連文書（以下「行動原則関連文書」という。）は、次のとおりとする。
 - (1) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」（以下「行動原則」という。）
 - (2) 次に掲げる業務別ガイドライン（以下総称して「業務別ガイドライン」という。）
 - ア. 「運用・証券・投資銀行業務ガイドライン」
 - イ. 「保険業務ガイドライン」
 - ウ. 「預金・貸出・リース業務ガイドライン」

第3条 (目的)

金融機関等が行動原則に則り、行動指針として定めた「業務別ガイドライン」を参考として、相互の協働を図るとともに、諸団体及び国際機関と連携する等を通じて、環境金融に対する積極的な活動を促進し、もって我が国における持続可能な社会を形成し、グローバル社会の一員として地球規模で社会の持続可

能性を高めることへ貢献することを目的とする。

第3章 署名金融機関等

第4条（参加資格）

1. 行動原則に署名を行える者の範囲については、我が国の法令に基づき設立され、かつ適切な業務運営がなされている預金取扱金融機関、機関投資家、NPO バンクその他の金融機関等（以下「金融機関等」という。）とする。
2. 前条の規定にかかわらず、我が国において業務実態のない者、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を行った者又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）と関連を有する者のいずれかに該当する場合は、前条において適切な業務運営がなされていないものとみなす。

第5条（参加手続）

1. 行動原則への参加を希望する金融機関等は、別添 1 の署名書式に必要事項を記載の上、金融機関等において代表権を有する者が署名又は記名・押印し、第 24 条に規定する運営委員会の共同委員長（以下「運営委員会委員長」という。）に提出しなければならない。
2. 署名の効力は、運営委員会委員長が、前項の規定により提出された署名書式を受け付けた場合において、当該署名書式に記載された日から発生するものとする。ただし、運営委員会委員長が当該提出者について、前条第 2 項に規定する場合においては、これを受け付けないものとする。
3. 行動原則への参加は、前項の規定において、署名の効力が発生した日とする。
4. 署名手続きは、法人ごとに行うものとし、その効力は、当該法人のみに及ぶものとする。

第6条（会費）

1. 行動原則に参加した金融機関等（以下「署名金融機関等」という。）は、会費を負担しなければならない。
2. 署名金融機関等は、毎年 6 月末日までに、当該年度の会費として年 3 万円を、第 34 条に規定する事務局（以下「事務局」という。）が指定する銀行口座宛に、支払うものとする。ただし、初めて参加した金融機関等は、その参加の日から起算して 3 月以内に、当該年度の会費を支払うものとする。
3. 前項ただし書の場合において、当該会費の額は、初めて参加した月を含む当該年度の残りの期間を対象に、年額の月割起算により算出した金額とする。

第7条（名称変更）

署名金融機関等は、その名称に変更があったときは、別添 2 の様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに届け出なければならない。

第8条（失効）

1. 署名金融機関等が、組織の再編又は消滅等に伴い、署名の効力を維持できなくなるときは、別添 3

の様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに届け出なければならない。

2. 前項の規定により、署名金融機関等の資格が失効した場合においても、当該年度に係る未納の会費は納付するものとし、既納の会費は返還されないものとする。
3. 署名の効力は、第1項の規定により運営委員会委員長が受け付けた別添3の様式に記載された日において失われるものとする。

第9条（撤回）

1. 署名金融機関等は、別添4の様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに提出することにより、当該署名を撤回することができる。
2. 前項の規定により、署名金融機関等が資格を喪失した場合においても、当該年度に係る未納の会費は納付するものとし、既納の会費は返還されないものとする。
3. 署名の効力は、第1項の規定により運営委員会委員長が受け付けた別添4の様式に記載された日において失われるものとする。

第10条（地位の取消）

第27条第2項に基づく取消の議決が行われた場合には、運営委員会委員長は当該議決の対象となった署名金融機関等にその旨通知する。

第11条（署名金融機関等の責務等）

1. 署名金融機関等はその業務運営において、行動原則関連文書の趣旨を尊重し、その遵守に努めるものとする。
2. 署名金融機関等は、行動原則に則った取組について、毎年10月末日までの取組内容を、11月末日まで（署名を行う年にあつては、可能な限り第6条に基づき行われる署名書式提出時）に別添5の様式により事務局に報告するものとする。ただし、署名金融機関等が行動原則に則った取組について、各種報告書等において既に公表しているときは、当該報告書等の提出をもって別添5の様式の提出に代えることができる。
3. 署名金融機関等は、行動原則に署名している旨を開示する目的で、行動原則の名称を使用することができる。
4. 署名金融機関等は、行動原則関連文書の改正、普及促進等に関する提案を第22条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出することができる（様式は問わない。）。

第4章 総会

第12条（構成）

総会は、全ての署名金融機関等をもって構成する。

第13条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 第22条第2項に規定する運営委員の選任及び解任
2. 第15条第1項に規定する監事の選任及び解任

3. 事務局の選定
4. 行動原則の改正（軽微なものを除く）
5. 運営規程の改正（軽微なものを除く）
6. 予算の承認
7. 収支報告書の承認
8. 会費及び署名金融機関等の会費分担基準
9. 解散及び残余財産の分配
10. その他次条に規定する総会の共同議長（以下「共同議長」という。）が必要と認める事項

第 14 条（議長）

1. 総会に、原則として署名金融機関等の中から 2 機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。
2. 議長の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。

第 15 条（監事）

1. 総会に、署名金融機関等の中から原則として 2 機関の監事を置き、互選によってこれを定める。
2. 監事の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の上限は 4 年とする。
3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - （1）行動原則の財産及び収支報告を監査すること。
 - （2）前項の規定により、監査の結果、行動原則の財産及び収支報告等に関する不正の行為又は法令に違反する等重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は運営委員会に報告すること。

第 16 条（開催）

1. 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は年 1 回 1 月から 3 月までの間に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
2. 臨時総会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法で開催することができる。
3. 総会は、オブザーバーを受け入れることができる。オブザーバーの参加は、共同議長の承認を必要とするものとする。オブザーバーは、共同議長の求めに応じて意見を述べるができるが、議決権を有しないものとする。

第 17 条（招集）

1. 総会の招集は、運営委員会がこれを決定し、共同議長が招集する。
2. 共同議長は、定時総会を招集するときはその会議を開催する日の 15 日前までに、臨時総会を招集するときはその会議を開催する日の 7 日前までに、それぞれ署名金融機関等にその旨を通知するものとする。
3. 署名金融機関等は、運営委員会委員長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

第 18 条（議決権）

総会における議決権は、署名金融機関等 1 機関につき 1 個とする。

第 19 条（決議）

総会の決議は、法令又は運営規程に別段の定めがある場合を除き、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等が出席し、出席した署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。ただし、第 16 条第 2 項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により臨時総会が開催された場合における決議は、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等から書面、電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。

第 20 条（代理又は書面等による議決権の行使）

1. 総会に出席することができない署名金融機関等は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は他の署名金融機関等を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該署名金融機関等又は代理は、代理権を証明する委任状を書面にて運営委員会へ提出するものとする。
2. 運営委員会は、必要があると認める場合には、総会の招集通知に議決権行使書を添付することができる。この場合、署名金融機関等は、当該議決権行使書により議決権を行使することができるものとする。当該議決権行使書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - （1）各議案の内容及び当該議案についての賛否を記載する欄
 - （2）署名金融機関等による賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容
3. 第 1 項及び第 2 項の規定により、代理人又は書面により行使された議決権の数は出席した署名金融機関等の数に参入する。

第 21 条（議事概要）

総会の議事については、事務局が議事概要を作成し、全ての署名金融機関等に書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により通知する。

第 5 章 運営委員会

第 22 条（構成）

1. 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。
2. 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として 10 機関選任されるものとする。
3. 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、前項の規定により運営委員の選任を行う定時総会の 20 日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。
4. 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。
5. 第 29 条に規定するワーキンググループの座長は、原則として運営委員会に出席し、ワーキンググループの活動内容の報告等を行うものとする。
6. 運営委員会は、運営委員会委員長の承認を得て、アドバイザー及びオブザーバー（以下「アドバイ

ザー等」という。)を受け入れることができる。アドバイザーは、運営委員会の運営方針やワーキンググループの活動等に対して助言を述べるができるものとし、オブザーバーは、運営委員会委員長の求めに応じて意見を述べるができるものとする。この場合において、アドバイザー等は、議決権を有しないものとする。

第 23 条 (決議事項)

運営委員会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 総会の招集
2. 総会に付議する議案
3. 行動原則関連文書の普及促進
4. ワーキンググループの設置及び廃止
5. 行動原則及び運営規程の軽微な改正
6. 業務別ガイドラインの策定及び改廃
7. 署名金融機関等の地位の取消
8. その他運営委員会委員長が必要と認める事項

第 24 条 (委員長)

1. 運営委員会に、原則として運営委員の中から 2 機関の共同委員長を置き、互選によってこれを定める。共同委員長は共同で会務を総理する。
2. 運営委員会委員長の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。

第 25 条 (開催)

1. 運営委員会は、定時運営委員会及び臨時運営委員会とし、定時運営委員会は原則年 2 回開催し、臨時運営委員会は必要に応じて開催するものとする。
2. 運営委員会の開催は、運営委員会委員長がこれを決定し、行うものとする。運営委員は、運営委員会委員長に対し、運営委員会の目的である事項及び開催の理由を示して、臨時運営委員会の開催を請求することができる。
3. 運営委員会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により開催することができる。

第 26 条 (議決権)

運営委員会における議決権は、運営委員たる署名金融機関等 1 機関につき 1 個とする。

第 27 条 (決議)

1. 運営委員会の決議は、法令又は行動原則に別段の定めがある場合を除き、運営委員の過半数が出席し、出席した運営委員の過半数をもって行う。ただし、第 25 条第 3 項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により臨時運営委員会が開催された場合における決議は、運営委員の過半数から書面又は電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた運営委員の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、署名金融機関等が第 4 条第 2 項に該当することが判明した場合には、運営委員の過半数が出席する運営委員会において、出席する運営委員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって、当該署名金融機関等の地位の取消を決することができる。

第 28 条（議事概要）

運営委員会の議事については、事務局が議事概要を作成し、全ての署名金融機関等に書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により通知する。

第 6 章 ワーキンググループ

第 29 条（構成）

1. 運営委員会は、必要に応じてその決議により、ワーキンググループの設置及び廃止を行うことができる。
2. ワーキンググループの座長は、運営委員会の決定により、運営委員会委員長が委嘱するものとする。

第 30 条（所管）

ワーキンググループは、次の事項に関する審議を行い、運営委員会の求めに応じて報告を行うものとする。

1. 業務別ガイドラインの策定及び改正
2. 第 11 条第 2 項の規定に基づき署名金融機関等により報告される取組事例の取扱い
3. その他必要な事項

第 31 条（開催）

ワーキンググループは、必要に応じて座長が開催し、書面、電磁的方法その他座長が適切と認める方法により開催することができる。

第 7 章 資産及び会計

第 32 条（事業年度）

行動原則の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 33 条（事業報告及び決算）

行動原則の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局がただちに書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 回運営委員会開催時に報告しなければならない。

第 8 章 事務局

第 34 条（事務局）

1. 行動原則の事務を処理するために事務局を設ける。
2. 事務局は、運営委員会により選出され、総会の承認を得るものとする。
3. 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。なお、その委託期間は、令和 4 年 3 月末日までとし、再任を妨げない。

第 35 条（所管）

事務局は、次に掲げる事項について業務を遂行し、行動原則の活動を補佐する。

1. 会費の徴収及び管理
2. 運営委員会、総会及びワーキンググループに関する準備及び対応
3. その他運営委員会が必要と認める事項

第9章 雑 則

第 36 条（雑則）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

第 1 条（施行）

この規程は、平成 23 年 11 月 8 日から施行する。

第 2 条（会費）

第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、署名金融機関等は、平成 29 年 12 月末日までに、当該年度の会費として 3 万円を、第 34 条に規定する事務局が指定する銀行口座宛に支払うものとする。

第 3 条（予算及び収支報告決議）

第 13 条第 6 項及び第 7 項においては、毎年 6 月に臨時総会を開催し、その決議をもってこれを承認するものとする。ただし、その開催方法は、電磁的方法により行うものとし、この場合の決議は、署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。なお、この場合に限り、第 19 条の規定にかかわらず、当該議案に反対する署名金融機関等のみ返信するものとし、返信しない場合には、賛成したものとみなす。

以 上

21世紀金融行動原則署名金融機関等一覧

(2021年3月1日時点 288 機関、五十音順)

アースパワー 株式会社	株式会社 関西みらい銀行
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	関西みらいリース 株式会社
愛銀リース 株式会社	株式会社 北九州銀行
株式会社 愛知銀行	岐阜信用金庫
株式会社 あおぞら銀行	株式会社 九州リースサービス
株式会社 青森銀行	九州労働金庫
株式会社 秋田銀行	株式会社 紀陽銀行
アクサ生命保険 株式会社	京銀リース・キャピタル 株式会社
株式会社 足利銀行	株式会社 京都銀行
尼崎信用金庫	京都信用金庫
尼信リース 株式会社	京都中央信用金庫
株式会社 アマダリース	共友リース 株式会社
アライアンス・バーンスタイン 株式会社	株式会社 きらぼし銀行
アルプスファイナンスサービス 株式会社	株式会社 きらやか銀行
株式会社 阿波銀行	きらやかリース 株式会社
阿波銀リース 株式会社	桐生信用金庫
飯田信用金庫	近畿総合リース 株式会社
イーデザイン損害保険 株式会社	近畿労働金庫
株式会社 イオン銀行	グローバル・アライアンス・リアルティ 株式会社
株式会社 池田泉州銀行	ぐんぎんリース 株式会社
池田泉州リース 株式会社	株式会社 群馬銀行
いちご 株式会社	株式会社 京葉銀行
茨城県信用組合	ケネディクス 株式会社
株式会社 伊予銀行	ケネディクス不動産投資顧問 株式会社
いよぎんリース 株式会社	株式会社 高知銀行
株式会社 岩手銀行	株式会社 西京銀行
株式会社 ヴォンエルフ	株式会社 埼玉りそな銀行
ACS リース 株式会社	株式会社 ザイマックス不動産投資顧問
SMBC日興証券 株式会社	株式会社 佐賀銀行
株式会社 SBJ 銀行	株式会社 山陰合同銀行
NECキャピタルソリューション 株式会社	山陰総合リース 株式会社
NTT・TC リース 株式会社	三十三リース 株式会社
株式会社 愛媛銀行	CSRデザイン環境投資顧問 株式会社
愛媛信用金庫	JA三井リース 株式会社
MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス 株式会社	JA 三井リース九州 株式会社
MS&AD インターリスク総研 株式会社	株式会社 滋賀銀行
株式会社 大分銀行	しがぎんリース・キャピタル 株式会社
大阪厚生信用金庫	株式会社 四国銀行
大阪シティ信用金庫	四国労働金庫
大阪信用金庫	株式会社 静岡銀行
岡三証券 株式会社	静岡県労働金庫
おかしんリース 株式会社	株式会社 静岡中央銀行
株式会社 沖縄海邦銀行	しずおか焼津信用金庫
株式会社 沖縄銀行	静銀リース 株式会社
沖縄県労働金庫	株式会社 七十七銀行
オリックス 株式会社	株式会社 清水銀行
オリックス・アセットマネジメント 株式会社	清水リース&カード 株式会社
オリックス銀行 株式会社	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント 株式会社
株式会社 鹿児島銀行	株式会社 十六銀行
鹿児島相互信用金庫	十六リース 株式会社

首都圏リース 株式会社
商工中金リース 株式会社
株式会社 荘内銀行
城南信用金庫
城北信用金庫
株式会社 常陽銀行
昭和リース 株式会社
しんきん総合リース 株式会社
株式会社 新生銀行
住友生命保険 相互会社
スルガ銀行 株式会社
静清信用金庫
西武信用金庫
積水リース 株式会社
セゾン自動車火災保険 株式会社
株式会社 セブン銀行
双日リートアドバイザーズ 株式会社
損害保険ジャパン 株式会社
SOMPOアセットマネジメント 株式会社
SOMPOひまわり生命保険 株式会社
SOMPOホールディングス 株式会社
SOMPOリスクマネジメント 株式会社
第一勧業信用組合
第一生命保険 株式会社
第一リース 株式会社
株式会社 大光銀行
株式会社 第三銀行
株式会社 第四北越銀行
第四リース 株式会社
株式会社 大東銀行
大同生命保険 株式会社
太陽生命保険 株式会社
大和アセットマネジメント 株式会社
株式会社 大和証券グループ本社
高崎信用金庫
株式会社 筑邦銀行
株式会社 千葉銀行
ちばぎんリース 株式会社
株式会社 千葉興業銀行
中央労働金庫
株式会社 中京銀行
中銀リース 株式会社
株式会社 中国銀行
中国労働金庫
中日信用金庫
銚子信用金庫
株式会社 筑波銀行
鶴岡信用金庫
T&D アセットマネジメント 株式会社
T&D フィナンシャル生命保険 株式会社
株式会社 T&D ホールディングス
T&Dリース 株式会社
ディー・エフ・エル・リース 株式会社
ティーキャピタルパートナーズ 株式会社

東海東京証券 株式会社
東海労働金庫
東京海上アセットマネジメント 株式会社
東京海上日動あんしん生命保険 株式会社
東京海上日動火災保険 株式会社
東京海上ミレア少額短期保険 株式会社
東京きらぼしリース 株式会社
株式会社 東京スター銀行
東京センチュリー 株式会社
東銀リース 株式会社
とうしんリース 株式会社
東濃信用金庫
株式会社 東邦銀行
株式会社 東北銀行
東北労働金庫
株式会社 東和銀行
株式会社 栃木銀行
株式会社 鳥取銀行
株式会社 トマト銀行
トマトリース 株式会社
株式会社 富山銀行
株式会社 富山第一銀行
富山ファースト・リース 株式会社
富山リース 株式会社
豊橋信用金庫
とりぎんリース 株式会社
株式会社 なぎんリース
長野県労働金庫
中ノ郷信用組合
中道リース 株式会社
株式会社 名古屋リース
株式会社 南都銀行
南都リース 株式会社
新潟県労働金庫
新潟信用金庫
西尾信用金庫
にしんリース 株式会社
株式会社 西日本シティ銀行
日興アセットマネジメント 株式会社
日新火災海上保険 株式会社
ニッセイアセットマネジメント 株式会社
日通商事 株式会社
株式会社 日本政策投資銀行
日本生命保険 相互会社
一般社団法人 日本投資顧問業協会
二本松信用金庫
ネオファースト生命保険 株式会社
農林中央金庫
のど共栄信用金庫
野村アセットマネジメント 株式会社
野村證券 株式会社
株式会社 野村総合研究所
野村不動産投資顧問 株式会社
株式会社 八十二銀行

八十二リース 株式会社
浜銀ファイナンス 株式会社
浜松いわた信用金庫
ばんしんリース 株式会社
BNP パリバ証券 株式会社
株式会社 肥後銀行
日立キャピタル 株式会社
ひめぎんリース 株式会社
株式会社 百五銀行
百五リース 株式会社
株式会社 百十四銀行
兵庫信用金庫
ひろぎんリース 株式会社
株式会社 広島銀行
フィデアリース 株式会社
ぶぎん総合リース 株式会社
株式会社 福井銀行
株式会社 ふくおかフィナンシャルグループ
株式会社 福岡リアルティ
株式会社 福銀リース
株式会社 福島銀行
株式会社 福邦銀行
芙蓉総合リース 株式会社
碧海信用金庫
へきしんリース 株式会社
ペット&ファミリー損害保険 株式会社
株式会社 豊和銀行
北越リース 株式会社
北銀リース 株式会社
株式会社 北都銀行
株式会社 北洋銀行
株式会社 北陸銀行
北陸労働金庫
株式会社 北海道銀行
北海道リース 株式会社
北海道労働金庫
株式会社 北國銀行
北国総合リース 株式会社
三重リース 株式会社
みさき投資 株式会社

株式会社 みずほ銀行
みずほ東芝リース 株式会社
みずほリース 株式会社
三井住友海上あいおい生命保険 株式会社
三井住友海上火災保険 株式会社
三井住友海上プライマリー生命保険 株式会社
株式会社 三井住友銀行
三井住友 DS アセットマネジメント 株式会社
三井住友トラスト・アセットマネジメント 株式会社
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 株式会社
三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社
三井住友ファイナンス&リース 株式会社
三井ダイレクト損害保険 株式会社
三井物産・イデラパートナーズ 株式会社
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
三菱電機クレジット 株式会社
株式会社 三菱UFJ銀行
三菱UFJ信託銀行 株式会社
三菱UFJリース 株式会社
株式会社 みなと銀行
株式会社 南日本銀行
株式会社 宮崎銀行
株式会社 宮崎太陽銀行
株式会社 武蔵野銀行
明治安田アセットマネジメント 株式会社
株式会社 めぶきリース
株式会社 もみじ銀行
盛岡信用金庫
株式会社 山形銀行
山銀リース 株式会社
株式会社 山口銀行
大和信用金庫
株式会社 山梨中央銀行
株式会社 横浜銀行
リコーリース 株式会社
りそなアセットマネジメント 株式会社
株式会社 りそな銀行
株式会社 りそなホールディングス
株式会社 琉球銀行
労働金庫連合会

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21 世紀金融行動原則)

【事務局】

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-17-3 蔵前インテリジェントビル 8 階
TEL : 03-5825-9735 E-mail: kankyo_kinyu@gef.or.jp

(担当) 坂本 有希／瀬戸 進一／中畝 幸雄／津田 尚子

【パートナー】

環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目 2-2
TEL : 03-5521-8240 E-mail: principle@env.go.jp

(担当) 大臣官房環境経済課

課 長：西村 治彦

課長補佐：瀬瀬 智宏

担 当：松田 幸子／森田 祐輔／飯村 裕貴／石井 規雄

2021 年 3 月 3 日



PFA21

**Principles for Financial
Action for the 21st Century**